

国家公務員共済組合連合会東海病院
介護老人保健施設ちよだ
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）のご案内

（令和8年6月1日現在）

施設の概要と短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について

1. 施設の概要

（1）施設の名称等

- ・施設名 国家公務員共済組合連合会東海病院 介護老人保健施設ちよだ
- ・開設年月日 平成12年8月22日
- ・所在地 愛知県名古屋市千種区千代田橋1丁目1番1号
- ・電話番号 052-711-1060 ・FAX番号 052-719-5516
- ・管理者名 小松 俊一郎
- ・介護保険指定番号 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（2350180010号）

（2）短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の目的と運営方針

（事業の目的）

当施設は、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨を踏まえて、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら日常生活機能の維持・向上を目指し総合的に援助します。軽度の利用者については、自立支援の観点に立った効果的・効率的な支援を行うことを目的とします。

また、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、在宅生活の支援に努めます。

この目的に沿って当施設では、以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいたうえでご利用下さい。

（運営の方針）

- ① 当施設では、利用者に合わせて策定された短期入所療養介護計画に基づき、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに生活上の支援を行い、利用者の心身機能の維持向上を目指します。利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活が維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
- ② 当施設では、利用者の心身の特性に合わせて策定された介護予防短期入所療養介護計画に基づき、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに生活上の支援を行い、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立支援を促します。利用者の意欲を高める適切な働きかけを行い、自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。
- ③ 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合を除き、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- ④ 当施設では、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、指導又は説明を行うとともに、サービス提供にあたっては利用者の同意を得て行います。

- ⑤ 当施設では、利用者一人ひとりのプライバシーに配慮したサービス提供に努めます。
- ⑥ 当施設では、家庭的な雰囲気を重視し、ゆったりと過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- ⑦ 当施設では、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、その他保健・医療・福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において様々なサービスを楽しむことができるよう努めます。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	兼務(再掲)	夜間(再掲)	業務内容
医 師	1	2	3		医療業務
看護職員	10	2	2	1	看護業務
薬剤師	1		1		薬剤業務
介護職員	23	10		4	介護業務
支援相談員	4		2		相談業務
理学療法士	5		3		理学療法業務
作業療法士	2				作業療法業務
言語聴覚士	2		2		言語聴覚業務
管理栄養士	1		1		管理栄養業務
介護支援専門員	1	1	1		介護支援業務(ケアプラン作成)
事務職員その他	3	1	3		事務業務他

- (4) 入所定員等
- ・定員 100名
 - ・療養室 1人部屋 16室 4人部屋 21室

- (5) 通所(介護予防通所)リハビリテーション
- ・定員 35名

2. 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者(利用者)の居宅等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間利用し、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るためのサービスの提供をします。このサービスを提供するにあたっては、利用者・家族の意向を十分に取り入れ、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成され、計画の内容については利用者・家族に説明・同意を得て行います。

3. 介護予防短期入所療養介護の概要

介護予防短期入所療養介護は、要支援者(利用者)の家庭等での生活を継続させるために立案された介護予防サービス計画に基づき、当施設を一定期間利用し、心身機能の改善、環境整備等を通じて、生活の質の向上に資するサービスを提供します。また、利用者の意欲を高める適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。このサービスを提供するにあたっては、利用者・家族の意向を十分に取り入れ、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防短期入所療養介護計画が作成され、計画の内容については利用者・家族に説明・同意を得て行います。

4. サービスの利用方法等

予約制となり、利用を希望するサービス月の前々月の20日 9時から受付を開始します。(20日が土曜、日曜および祝日の場合には、翌平日が受付開始日となります。)担当ケアマネジャーを通じて

FAXにてお申し込み下さい。利用期間については、その都度相談となります。既に満床の場合はキャンセル待ちとなる場合があります。

最終サービス利用日から6ヶ月間利用がない場合は、次回の利用前に必要に応じて診断書等の再提出をお願いすることがあります。

5. 苦情処理

当施設では、提供したサービスに関する利用者・家族からの苦情及び相談等に対応する窓口を設置して迅速に対応します。また、ご意見箱への投書や手紙による苦情及び相談も応じます。

① 受付窓口→1階 管理課にて直接または電話
〈対応時間は 9時～17時（月曜日～金曜日）〉

② 苦情・相談担当者 支援相談員

③ 苦情・相談責任者 管理部長、看護介護部長、看護介護長

介護保険サービス全般についてのご意見・ご相談は、お住まいの自治体の介護保険担当窓口または、国民健康保険団体連合会までご連絡ください。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 東桜分室

電話052-959-2592 FAX052-959-4155

愛知県国民健康保険団体連合会介護福祉室

電話052-971-4165 FAX052-962-8870

6. サービス内容

① 短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）の立案

② 食事（食事は原則として食堂で召し上がっていただきます。）

朝食 8時00分から 昼食 12時00分から

おやつ 14時30分から 夕食 18時00分から

③ 入浴（週に2回、一般浴槽又は介助を要する利用者には特別浴槽での入浴となります。また、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

④ 短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）に基づく入所時及び退所時の送迎

⑤ 医学的管理・看護

⑥ 介護

⑦ リハビリテーション、レクリエーション

⑧ 相談援助サービス

⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供 ⑩ その他

7. 施設の医療体制および緊急時の対応等

◇ 入所される際に、処方薬がある方は利用日数分の薬をお持ちください。また、市販の薬を服用されている方は、入所前にご相談ください。

当施設では、下記の医療機関に協力を得て、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応しています。

◇ 〈協力医療機関〉

名 称 国家公務員共済組合連合会 東海病院

住 所 愛知県名古屋市千種区千代田橋1丁目1番1号

電話 052-711-6131

- ◇ 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用期間中の医療機関の受診については、保険上の制限があるため、施設に無断で受診や投薬を受けないようにお願いします。
- ◇ 緊急時及び短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに別途ご提出いただく「介護老人保健施設ちよだ 緊急連絡先確認届」に記入された連絡先に連絡し、市町村への報告等必要な措置を講じます。
- ◇ 医療機関への受診や入院が必要となった場合には、ご家族に付き添いをお願いします。その場合、施設医師が作成する「情報提供書」とともに被保険者証が必要となりますのでご持参ください。また、急変の際は、ご家族の付添いを待たずに医療機関へ搬送する場合があります。

8. 情報提供について

適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを受けていただくため、利用者・家族の個人情報介護サービス事業者、居宅介護支援事業所、医療機関、自治体等に提供する場合があります。また、利用者の尊厳の保持のため、養護者による虐待が疑われる場合は、所轄の市町村に通報することがあります。

9. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会は、9時半から20時までとなります。
- ・ 消灯時間は、21時となります。
- ・ 外出時は、前日までにサービスステーションにある「外出願」を提出して下さい。当日の外出も可能ですが、食材発注の関係から、召し上がらなくても食事料金が発生する場合があります。
- ・ 施設の設備・備品の利用に当たって、無断で備品の位置、又は形状を変えないでください。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、事前に施設の許可を得てください。
- ・ 貴重品は持参しないでください。現金は自己管理できる方のみ必要最低限の金額に留めてください。紛失等に関しては当施設では責任を負いかねます。
- ・ 施設内の携帯電話の使用は原則禁止します。
- ・ ペットの持ち込みは禁止します。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- ・ 他利用者への迷惑行為（暴力・暴言・誹謗中傷・嫌がらせ等）は禁止します。
- ・ 当施設職員へのお心づけは固く辞退します。

10. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災検知設備、火災通報装置
- ・ 防災訓練 年2回実施

11. ハラスメントへの責務・対策

当施設は、適切な介護サービスを提供するといった観点から、施設内における性的な言動や優越的な関係を背景とした不適切な言動等により、当施設職員の就業環境が害されることを防止する対策を講じています。

12. 高齢者虐待の防止

当施設は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止といった観点から、高齢者虐待の早期発見に努めます。また、虐待を発見した場合には、速やかに市町村又は地域包括支援センター等に報告します。

13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者評価の実施は、「なし」

14. 通常の送迎の実施地域について

別に定める国家公務員共済組合連合会東海病院 介護老人
保健施設 ちよだ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業所
運営規程第8条による実施区域とします。

15. その他

持ち物等については「ちよだのしおり」をご参考ください。